

佐世保工業高等専門学校宿日直規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における宿日直勤務の実施について必要な事項を定めるものとする。

(仮眠時間)

第2条 宿日直勤務における仮眠時間は、原則として6時間30分とする。

(宿日直勤務命令)

第3条 宿日直勤務は、校長が命じるものとする。

(宿日直勤務の人数)

第4条 宿日直勤務の人数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 宿日直勤務 2人（ただし、閉寮期間中の宿日直勤務は1人とすることがある）
- 二 日直勤務 1人

(宿日直勤務の周知)

第5条 寮務主事は毎月末までに翌月の割振りを教員に通知するものとする。

(休憩・仮眠施設)

第6条 宿日直者の休憩及び仮眠の施設については、学寮宿直室及び学寮仮眠室とする。

(学寮日誌)

第7条 宿日直勤務者は勤務中に処理した事項等を、教員宿日直日誌に記載しなければならない。

(事務)

第8条 宿日直に係る事務は学生課において処理するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本校における宿日直勤務に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。